

坂井郡介護保険広域連合

編集・発行 坂井郡介護保険広域連合 〒919-0522 福井県坂井郡坂井町上新庄28-5-3
TEL 0776-67-3366 FAX 0776-67-3766 E-mail : s-kouiki@mitene.or.jp
URL <http://www.kouiki.sakai.fukui.jp>

第11号
平成15年8月15日



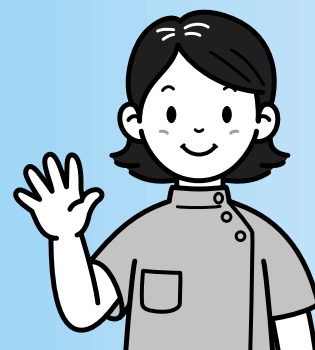
65歳以上の介護保険料が変わりました
介護保険モニター決まる!

広域連合議会新議長に南谷氏就任
第12回広域連合議会定例会の報告

毎週水曜日の午後に金津町雲雀ヶ丘寮では
レクレーションが行われます。

8月6日には風船バレーが行われ、つい力が入りすぎて違う方向へいったりして終始なごやかに楽しんでいました。

65歳以上の 介護保険料が変わったことは ご存じですか。

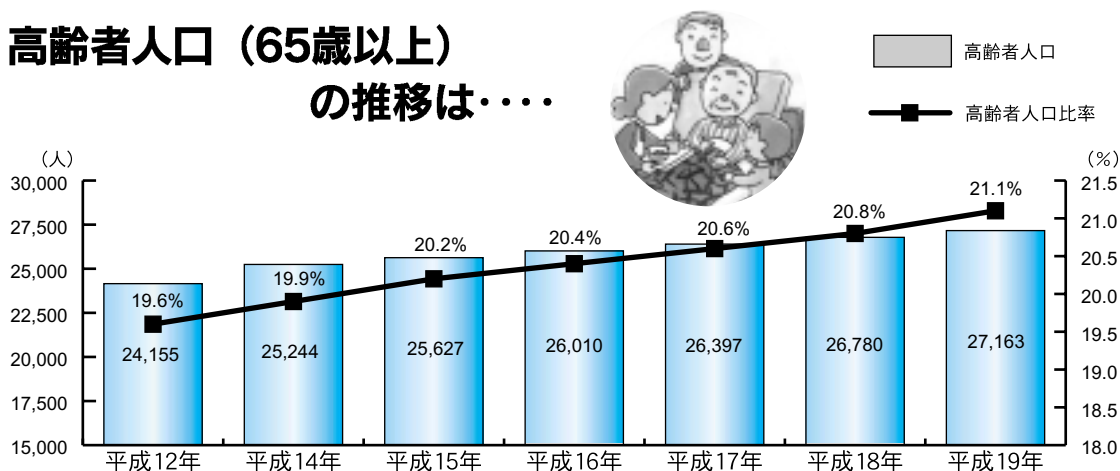


介護保険制度は3年ごとに5年を計画期間とする「介護保険事業計画」を策定して、介護サービスの見込み量やサービス確保の方法などを計画することになっています。

介護保険制度がスタートして4年目。4月から「第2期介護保険事業計画」に基づき、平成15年度から17年度の第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料基準月額が3,600円（旧保険料3,200円）に決まりました。

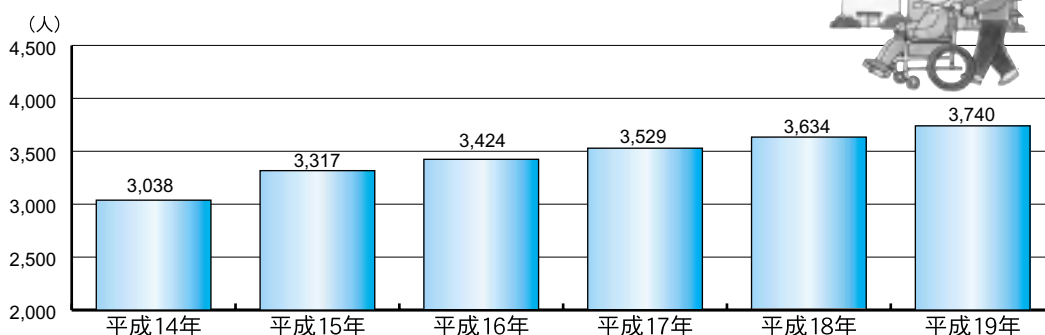
どのようにして、新しい介護保険料が決まったのですか。

1 高齢者人口（65歳以上） の推移は……



高齢者人口及び高齢者人口比率は今後5年間、微増傾向の見込みです。

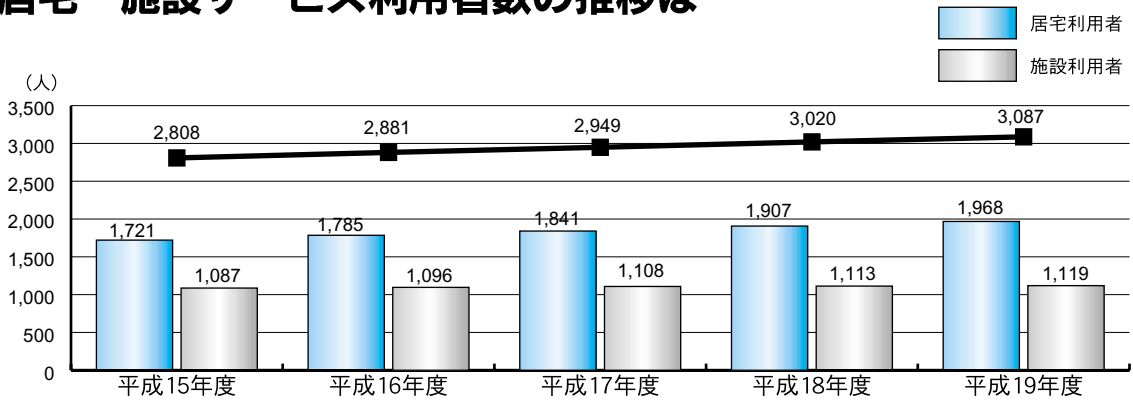
2 要介護認定者数の推移は……



要介護認定者数は毎年、年間100人程度の増加が見込まれ、平成19年には3,740人に増加する見込みです。

3

居宅・施設サービス利用者数の推移は……



居宅・施設サービス利用者数は今後5年間、微増傾向の見込みです。

以上の3点のことを予測して……

平成15年度から平成17年度の介護(居宅・施設)サービス費用(約220億円)を見込み、自己負担(サービス費用の1割を除いた保険給付の額を推計しました。

約**196**億円

保険給付額の約18%を推計しました。
(3年間に負担していただく保険料の総額)

① 約**34**億円

月額保険料基準額を推計しました。

3年間に負担
していただく
保険料の総額

÷

3年間の
第1号被保険者数
(78,000人)

÷

年額
(12か月)

決定

3,600円

平成15年度の保険料は平成14年1月から12月までの本人の所得状況、世帯員の住民税の課税状況が確定する6月以降にお知らせしました。(普通徴収の方は7月10日、特別徴収の方は8月4日に発送させていただきました。)

段階	対象者	一月あたり	年額保険料
第1段階	生活保護受給者と老齢福祉年金受給者 で本人及び世帯全員が住民税非課税	1,800円	21,600円(基準額×0.5)
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税	2,700円	32,400円(基準額×0.75)
第3段階	本人が住民税非課税 (世帯内に住民税課税者がいる場合)	3,600円	43,200円(基準額)
第4段階	本人が住民税課税で合計所得金額が 200万円未満の人	4,500円	54,000円(基準額×1.25)
第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額が 200万円以上の人	5,400円	64,800円(基準額×1.5)

平成14年度までは第5段階に該当するのは合計所得金額が250万円以上になっていましたが、平成15年度からは200万円以上になりました。

介護保険モニター決定!

介護保険モニターとは介護保険に関する住民の意見、要望及び介護サービス等の利用をするうえでの不満や不安などの把握に努め、住民と広域連合を結ぶパイプ役となります。また、4月からの新しい第2期介護保険事業計画が円滑に実施されるよう点検する役割も担っています。

このほど初めての介護保険モニター会議が開催され、林田広域連合長から12人のモニターの方々へ委嘱状が交付されました。今後、老人福祉施設等を視察研修し、介護保険に対する知識を深めて、安心して介護が受けられるまちづくりを推進します。



介護保険モニターの皆さんは次の方々です。お気軽にご相談ください。(敬称略)

町名	氏名	住所	電話番号
三国町	おお い さだ お 夫 大 井 貞 夫	三国町緑ヶ丘一丁目3-11	82-0137
	つぼ い まこと 坪 井 真	三国町三国東一丁目1-17	82-0498
芦原町	おさ むら まこと 納 村 亮	芦原町二面35-23	77-2084
	さ が ち くさ 佐 賀 千 種	芦原町北潟36-12	79-1103
金津町	の だ きよこ 野 田 きよ子	金津町市姫五丁目1-41	73-5277
	み さわ みわこ 見 澤 美和子	金津町坂口10-1-1	75-1486
丸岡町	おお しも のりこ 大 霜 のり子	丸岡町舟寄77-5	66-5167
	ほつ た ふみこ 堀 田 文 子	丸岡町新鳴鹿3-182	67-0877
春江町	たけ うち のりお 竹 内 則 雄	春江町中筋北浦100	51-1006
	ひら た よしえ 平 田 よし江	春江町正蓮花9-4	51-1429
坂井町	てら さわ ゆきこ 寺 澤 ゆき子	坂井町下兵庫93-1-8	72-0631
	はん た とみこ 半 田 とみ子	坂井町下兵庫92-21	72-0579



モニターさんからの意見書提出 2 件 (平成15年7月31日現在)

寝たきりの原因『骨折』を防ぎましょう。

寝たきりを防ぐために大切なことの一つとして、その原因となる『骨折』を防ぐことがあげられます。骨折は自分の努力である程度防ぐことができます。

骨折を予防するためには、骨がスカスカになる病気『骨粗しょう症』を防ぐこと、そして転ばないように環境を整えることが大切です。

骨折を防ぐためのポイント

骨を丈夫にする

カルシウムを多く含む食品を積極的にとりましょう

カルシウムは骨を作るために必要な大切な成分です。牛乳や乳製品、小魚や海藻類、そして、野菜などに多く含まれています。カルシウムを多く含む食品を毎日少しずつでも摂るようにし、バランスの取れた食生活を心がけましょう。



適度な運動を行い、筋力の低下を防ぎましょう

運動によってカルシウムの量が増え、骨が丈夫になります。また、運動により筋肉をきたえ、筋肉が骨を保護して骨折などの事故から守る効果も期待できます。



適度な日光浴をしましょう

日光に当たるとビタミンDがつくれ、カルシウムの吸収がよくなります。当たりすぎはよくありませんが、夏なら木陰で30分、冬なら直射日光に1時間程度がよいでしょう。



環境を整える

外出の時も気をつけて

つまかけやスリッパはつまずいて転倒しやすいので、自分の足にあった歩きやすい靴を履きましょう。

動きやすい服装にしたり、道路の段差に気をつけたりすることも大切です。



住まいの中の危険な場所を確認して整備しましょう

つまずきやすいもの、すべりやすいものを床に置かないようにしましょう。座布団やじゅうたんの浮き上がった部分なども足をひっかけやすいので注意しましょう。照明を明るくする、手すりをつける、杖などの補助用具を活用することも大切です。



第12回広域連合議会定例会

第12回広域連合議会定例会が7月30日(水)に丸岡町議場で開催され、議長選挙、議会運営委員の選任及び平成15年度一般会計補正予算など6議案が原案どおり可決されました。

議長には南谷則寛氏(三国町)が選出され、収入役に渡邊一成氏(春江町)が、また、広域連合監査委員に坪田正美氏(坂井町)が選任されました。

また、三国・芦原・金津・坂井各町の議会の組織替えに伴い、新しい議員が選出されました。

三国町	南谷 則寛	山田 和雄	
金津町	山下 忠孝	渡辺 重夫	丸谷 浩二
坂井町	盛政 隆治		

議会運営委員会に選出された議員は、次の皆さんです。

	委員長	副委員長
渡辺 重夫(金津町)	藤岡 繁樹(丸岡町)	
千利浜幸男(三国町)	橋本 達也(芦原町)	
橋本 充雄(春江町)	盛政 隆治(坂井町)	

議長就任のごあいさつ



坂井郡介護保険広域連合議会議長

南谷 則寛

このたび、議員の皆様方のご推挙によりまして、坂井郡介護保険広域連合議会の議長の要職に就くことになりました。誠に身に余る光栄であ

り、その責任の重大さを痛感しております。

私は、浅学非才であり、その器ではございませんが、12万余人の郡民の皆様と議員各位の温かいご支援とご鞭撻を賜りながら、広域連合の伸展と住民福祉の向上のため、最善の努力を傾注する所存であります。

なお、議会の運営につきましては、不偏不党、公正無私の立場を堅持いたしますとともに広域連合として行う介護保険が所期の目的に沿って執り行われるよう、皆様方の一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。就任のごあいさつといたします。

一般質問

介護保険事業計画のサービス評価システムの導入について

宮越 健夫議員

問1 介護保険事業計画には各サービスの目標値が設定されている。これに基づき、実績値との比較、計画値との間に差が発生した場合の説明、事業評価委員会の設置、評価結果の公開を行うのが良いのではないかと。

林田広域連合長

第2期介護保険事業計画の策定に当たっては給付分析、サービス利用者の意向調査を始めとするデータの把握や被保険者の幅広い意見を反映するため、住民代表や関係団体等の方々で構成する計画策定委員会を設置し、サービス見込み量の確保のための方策、対象サービスを円滑に提供するための事業及びサービス水準と保険料の設定について意見をいただき、これを基にそれぞれの目標の見込み数値を表した計画内容としております。

また、介護保険事業を適正に円滑な運営を図る必要から、介護保険運営協議会を設けており、介護保険の利用状況を定期的に把握し、介護保険事業の評価を含めた進行管理を行っております。

更に今年6月には、介護保険事業の利用状況の確認及び利用者の意見や住民の要望などをいただくための介護保険モニターを発足させ、今後は活動状況を公表することにより介護サービスや各事業の評価に結びつくのではないかと考えております。

老人保健福祉計画(広域連合を構成する六町)の介護サービス目標値の設定について

宮越 健夫議員

問2 広域連合の構成町の「連携」について具体的説明されたい。

林田広域連合長

坂井郡介護保険広域連合広域計画の運営方針に基づき、構成町と定期的に現況把握に必要な給付状況報告や要介護認定のほか、計画策定に当たった調査データを提供し、介護保険事務についての事務対応や情報交換、事業報告のほか介護保険事業計画の基本的方向性や推進方策などを示し、各町で作成する老人保健福祉計画との整合性を図っていただくよう「担当者、課長会及び助役会議等を行い連携を密に両計画の調和」に努めてきたところであり、あわせて介護予防・生活支援事業を含む老人保健福祉事業の取り組みをお願いしてきたところであります。

問3 坂井郡の場合、構成町は老人保健事業について、その数値目標をたてているか。その行政評価は介護保険諸事業との進捗状況との関連の中で行われると思うかどうか。

林田広域連合長

国・県の指導に基づいた施設サービスの参酌標準は目標年度の19年度ではおおむね3.2%となることを標準として、地域の実情に応じたサービス提供量を見込むことが必要となります。

すでに当広域連合管内は「4.21%」1,062人で目標を超えている状況となっていること。介護保険対象外の介護予防に関する考え方や住民ニーズに対するマンパワーの成熟度面において、各町に違いがあることなどからそれぞれ数値を設けることは困難があると思っています。

また、介護予防事業がどの程度影響を及ぼすのか効果の検証、評価が確立されているかどうか、今後、介護保険事業と密接に関連する要介護認定者の出現率の状況や制度の成熟等による利用率の増加といった様々な要因について、総合的な政策的判断も必要となります。

これらを解消していく方策について、各町と十分に協議し本年中に取り組みたいと考えております。

介護保険事業計画について

橋本 達也議員

問1 介護施設の増床計画数に関して

県は、市町村の策定した増床計画数を無視した老人福祉計画を発表した。しかも県の増床計画数の根拠を示してもいない。県の姿勢に対して、連合はいかなる対応をとり、また、取ろうとしているのか。

林田広域連合長

福井県介護保険事業支援計画の計画数値については、どのようにして策定されましたか、県からの説明も受けておりませんが、承知しておりません。

事務局から県に聞いたところ、



福井県の老人保健福祉圏域での福井・坂井圏域の目標数値については、真に施設の入所が必要な人数を見込んだ計画としており、各保険者で現在の見込んだ以上にサービス利用が増加しても対応できる計画としたとのことであります。

このため県では、この計画数値が上限と考えており、この計画数値の中で保険者と協議しながら施設整備を進めていくことを考えているとのことです。また、介護保険料への影響については、保険者が推計した保険料の範囲内となるよう施設を整備する年度において十分配慮の上、整備を行っていただきたいと考えています。

問2 施設の入所判定に関して

広域連合が作成した先進的な入所判定基準案を参考にして県全体の判定基準を作成するとしていた県は、極めて後退した内容の基準を発表した。(1) 林田連合長に対し、事前に何の連絡もなく県は、これを発表したのか。(2) もし、そうだとしたら、このような県の姿勢をどう考えるか。

林田広域連合長

当広域連合が考えていた入所判定指針について、ご承知のとおり、寝たきり度、痴呆度により要介護度を基準とした内容であり、これらを網羅するよう県に要請して参りました。

しかし、県では、居宅サービス利用率、在宅介護期間、痴呆の状況を加えたものとしたといってきました。

その後、県は、それも含め3月31日付けで特別養護老人ホーム入所指針を施行者へ通知しました。ところが、平成15年6月17日付けで、入所指針の一部を修正したいとの通知がありました。

しかし、その修正案では、入所判定基準の基本的な考え方として、要介護度3以上対象部分、囲みで明記した部分を削除し、基準評価基準及び加算評価基準の区分をなくしております。このことについても修正理由などは新聞紙上だけで知っただけで何ら保険者に説明がなく、事務局より承服できないとの意見を伝えました。

また、施設より入所判定結果の報告もありませんので、今後状況を見て対応したいと考えています。

問3 施設の入所判定に関して

(3) 事業計画の実効性を高めるためにどのような手立てを講じるかを伺う。

林田広域連合長

広域連合は、入所決定の公平性と透明性を確保することと、真に施設に入所する必要性の高いと認められる者が優先的に入所出来るよう、より良い入所指針を望んでおります。

当広域連合としては、施設所在構成町及び広域連合から入所判定委員会に参画できるよう施設者に対し指導するよう再三、県に申し入れております。

また、県の担当は、今後、運用を見ながら見直しを行って行きたいとも考えています。

自治体として広域連合の可能性について

橋本 達也議員

問4 坂井郡内4町の合併を機に、郡内中央部に広域連合の議場を確保し、独立させた議会事務局に一部事務組合議会の事務局を兼務させることはできないか。

第2の合併の波も見据えて坂井郡の民意集約機能を組織付けする場を広域連合が提供できないか。

林田広域連合長

平成11年に広域連合を立ち上げる際、私が提案した時に、将来的に各町の事務で共同処理ができるものも対象に考えてはどうかとの意見を申し上げた経緯がございますが、あの時は、合併を想定しているのではないかと強いご意見があり、介護保険に限定した広域連合となったことはご承知のとおりであります。

郡内でいくつかの一部事務組合を総称しての事業となりますと坂井郡6町の議会や広域連合議会で充分ご審議賜りたいと考えております。

費用負担の減免について

山田 和雄議員

“第2期坂井郡介護保険事業計画”の中には、制度の円滑な運営の一項目として、「低所得者への減免」が盛り込まれているが、どのような方が対象となるのか、どういったサービスを対象にしていくのか。そして、どういう責任のもとに減免を行っていくのか。

今の段階で具体化している点、あるいは今後の方針などを明確に示すことを求める。

林田広域連合長

ご承知のように、国の制度において基準が定められ、主なものは高額介護サービス費、社会福祉法人等利用者負担減免措置、標準負担額減免及び介護保険制度施行以前のホームヘルプサービス事業があります。

ホームヘルプサービスについての経過措置としての軽減措置は、介護保険導入に伴う利用者負担の激変緩和の観点から、国庫補助事業により利用者負担の軽減措置が講じているもので、平成14年度までは3%、その後段階的に引き上げ平成16年度までは6%、平成17年度から通常の10%利用者負担となるものです。

広域連合では、単独事業により旧制度において無料となっていた人については利用者負担の3%について減免し、実質無料として継続の利用を図っております

が、今年度7月から利用者負担が3%から6%に変更となることから、低所得者対策費として、2,332千円の所要額を計上いたしております。

なお、ホームヘルプサービス事業の利用者負担減免を一律減免することは、厚生労働省の指導監督の折り、サービスを利用する者としいない者との公平性や適切なコスト意識の観点から改善命令を受けており、非常に難しいと考えております。

しかし、各町は広域連合に対し2年間経過した滞納保険料に相当する金額を坂井郡介護保険広域連合介護福祉推進基金として、現在1,770千円積み立てており、この基金の状況を見て、低所得者対策を考えていきたいと思っております。

老老介護世帯への上乗せ措置について

松本 朗議員

高齢者夫婦世帯で、一人が要介護者の場合、(いわゆる老老介護の状態)介護している者が入院などで介護できなくなった場合、ショートステイなどの利用が想定される。しかし、介護を受ける者の要介護度によって、限度額が決まっていることから、限度額を超える場合、実費負担になり、大きな負担になる。

必要なサービスを受けられるように限度額を超える分を広域連合の独自施策でカバーすべきでないか。

林田広域連合長

在宅介護サービスについては、要介護度ごとに標準的に利用されることが想定されるサービス例を設定し、それらを基にして、要介護度ごとの支給限度額が設けられ、その支給限度額の範囲内で利用されるサービスを受けることとなっております。

このことは、サービスを無制限に利用できるとすると、一部の者に利用がたより保険料と公費を財源に運営される公的制度のもとで不公平なものとなることから、限度額を超えるサービスを受ける場合には利用者負担と定められています。

従いまして、生活環境や身体状況が変わったならば、必要とするサービスの組み合わせなどをケアマネジャーと検討するほか、介護の状態が重くなっているようであれば、要介護度の区分変更申請や介護サービス計画の組み合わせの見直しといった一連の作業を行い、それ以上のサービスが必要とするならば支給限度額を超えるサービス料については利用者の選択にゆだねられることとなります。老老介護については、各町の福祉担当課長にお願いして実態調査をし、広域連合での対応が必要ということになれば検討したいと考えています。

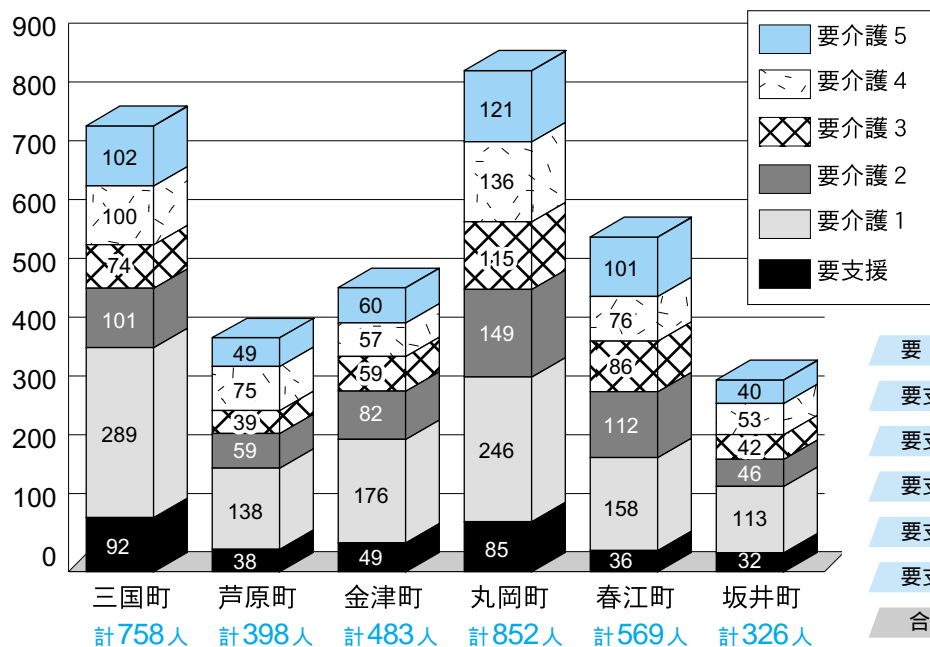
ホームページを開設しました!!



介護保険に関する情報を提供しています。
各種申請・届出様式をいつでもダウンロードできたり、前号までの広報誌を見ることができます。
皆様のご意見、ご感想をお待ちしております。
ぜひ、アクセスしてみてください!!

<http://www.kouiki.sakai.fukui.jp>

要介護等認定者数の状況 (平成15年6月末日現在)



広域(6町)計

要支援	332人
要支援1	1,120人
要支援2	549人
要支援3	415人
要支援4	497人
要支援5	473人
合計	3,386人

注意!



最近、福祉用具のレンタルや購入、または住宅改修の契約に関するトラブルが増えています。慎重に契約を行いましょう。

- 商品等のパンフレットをもらいましたか?
- 詳しい説明を受けましたか?
- 他の商品等についても聞いてみましたか?
- もう一度よく考えましたか?
- 本当にその商品等は必要ですか?

介護保険料の納期限は…

第1期	7月25日(金)
第2期	8月25日(月)
第3期	9月25日(木)
第4期	10月27日(月)
第5期	11月25日(火)
第6期	12月25日(木)
第7期	平成16年 1月26日(月)
第8期	平成16年 2月25日(水)

納期限までに納めましょう。
便利な口座振替をお勧めします。

編集後記

6月の人事異動で広報を担当することになりました。いざやると記事のレイアウトや写真撮影などに悩む毎日。やっとできた初めての広報第1号。次回号までに腕を磨かなければ…